

# 羽幌町のごみの分け方

種類	ごみを出す曜日	ごみの種類	ごみの出し方
生ごみ	毎週 火 金	残飯、料理くず、果物、卵の殻 パン、茶がら、魚、骨 コーヒー・紅茶がらなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>よく水切りし、指定袋に入れて出してください。 (新聞紙には包まないでください)</li> <li>収集日までポリバケツなどで保管してください。</li> <li>水切りネット、新聞紙は指定袋に入れしないでください。</li> </ul>
一般ごみ	毎週 火	割り箸、テープ類、コード類 布類、汚れた紙類、貝殻、 紙おむつ、吸い殻など	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定袋に入れて出してください。 金属類の付いてるものは取り外し、破砕ごみとして出してください。</li> <li>在宅の乳幼児やお年寄りで、紙おむつを使用されている家庭に限り、無料収集いたしますので、役場から「処理券」の交付を受けてください。</li> </ul>
資源ごみ	毎月 第1・3 金	古紙類(雑誌、新聞紙、ダンボール、牛乳パック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダンボール、新聞紙、紙パック別にひもで十字にしばって出してください。 (バラバラにならないように)</li> <li>紙パックは中を洗い、切り開き乾燥させてください。</li> </ul>
	毎月 第1・3 金	雑がみ(菓子箱、封筒、トイレットペーパーの芯など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物袋または透明、白色系のビニール袋に入れて出してください。</li> <li>汚れやにおいの付いたものは一般ごみとして出してください。</li> </ul>
	毎月 第2・4 金	缶、びん、ペットボトル (キャップは除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器の中を水で軽くすすぎ、不純物を取り除いてください。</li> <li>ペットボトルのキャップ、ラベルはプラスチック類として出してください。</li> </ul>
	毎月 第2・4 金	その他プラスチック (トレイ類、プラスチック容器など プラマークのあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器の不純物を取り除き、洗って買い物袋または、透明、白色系のビニール袋に入れて出してください。</li> <li>プラスチック類以外のごみが入っている場合は、収集いたしません。</li> </ul>
破砕ごみ	毎月 第4 水	金属類、セトモノ、おもちゃ 小型電気製品、ガラス類など (パソコンリサイクル対象品 目は除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定袋に入れて出してください。</li> <li>ガラスの破片など危険なものは、ガムテープなどで安全処理をしてください。</li> <li>パソコン類は製造メーカーへ引き取り依頼してください。</li> </ul>
スプレー缶	毎月 第4 水	スプレー缶、カセットボンベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>必ず缶に穴を開けてガスを完全に抜いてください。</li> <li>ステーション内の空いてるカゴに、そのまま入れてください。</li> </ul>
粗大ごみ (大型ごみ)	毎月 第4 水	電化製品、家具類、寝具類、 自転車、遊具など (家電リサイクル対象品目、 パソコンリサイクル対象品目 は除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集日の1週間前から前日の午前中までに役場へ申込みし、必要枚数の処理券(シール)を貼って自宅前に出してください。</li> <li>テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・冷凍庫は販売店へ引き取り依頼してください。(有料)</li> </ul>
危険ごみ	毎月 第3 金	乾電池、蛍光灯、電池入時計、 体温計(水銀含有物)など	<ul style="list-style-type: none"> <li>蛍光灯や電球は、新品が入っていたケースに入れた後、透明または白色系のビニール袋に入れ、中身を明示して出してください。その他はステーション内のポリ容器に入れて出してください。</li> </ul>
廃食用油	毎月 第3 金	天ぷら油	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステーションのポリ容器に移し替えてください。 (天かすは取り除いてください。)</li> </ul>
収集できないごみ		廃タイヤ、危険物、有害物、バッテリー、農薬・除草剤、劇薬類、消火器、ガス容器、バイク・スクーター、一時的多量ごみ、大型や重量のあるもの(1辺が2m以上あるもの、100kg以上のもの)、特定家庭用機器再生商品化法(通称:家電リサイクル法)の対象品、資源有効活用促進法(通称:パソコンリサイクル法)の対象品、漁業・農業等の営利活動で使用されたプラスチック製品(産業廃棄物:ブルーシートなど)、動物死骸	

お問い合わせ先

羽幌町役場 町民課 環境衛生係 ☎68-7003